

北海道運輸局管内における福祉有償運送関係運営協議会の設置状況及び
セダン車の使用状況

平成19年3月30日

旭川運輸支局調べ

支局	運営協議会 設置市町村数	運送者数 (団体数)	セダン車の使用状況
札幌	25	104	札幌市＝セダン使用せず(特区申請をしなかったため、引き続きセダン車は使用していない。)
函館	12	15	せたな町＝18年1月にセダン特区申請を行ない(3月認定)、2月に協議会が開催されたが、多くの委員からセダン車両の導入は次期尚早との声上がり、導入が見送られた。 奥尻町＝18年10月からの新制度を前提に9月に協議会を開催しセダン車両の導入の是非を協議した(了承され11月増車)。
室蘭	12	35	苫小牧市、伊達市＝セダン車使用せず(特区申請をしなかったため、引き続きセダン車は使用していない。)
帯広	17	21	帯広市＝セダン車使用せず(特区申請をしなかったため、引き続きセダン車は使用していない。)
釧路	6	14	釧路市＝セダン車は使用可能。ただし、運送対象者について要介護度や障害程度で条件を付けている。
北見	13	19	特に条件等を付した協議会はない。
旭川	21	32	旭川市＝セダン車使用せず。
北海道	106	240	—

※平成19年2月末日現在

全国	505	1,380	<p>①政令指定都市、中核市計36市中26市から回答のあったうちの例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉車両を原則とするが、車いす利用者がいなければセダン車でも良い。移動制約状況を事前に運営協議会事務局において確認する。 ・実施主体は原則として福祉車両1台以上を保有するものとする。 ・セダン車については、知的障害のある人、精神に障害のある人、視覚に障害のある人、その他運営協議会で認める者が利用する場合に限る。 <p>②北陸信越運輸局管内のA市の検討中の案</p> <p>セダン車の利用者については、(1)乗降に介助を必要とする、(2)意思の伝達・理解が不十分である、(3)不安発作等の突発時の対応が必要である等の介助・見守りを必要とする理由を記載したセダン型車両専用名簿を提出させ、利用状況、利用者数、車両台数を確認し、運営協議会に報告する。さらに、必要に応じて事業者からの説明を求めることができる。</p> <p>③中国運輸局管内のB県の例</p> <p>タクシー業界や身体障害者の代表等より、セダンでは白タク行為の温床となりやすいことや、利用者の安全性及び福祉車両でないと乗降の負担が大きくなることから、以前からセダンの導入は認められていなかった(セダン特区の申請もしないことを協議会で決議している。)。ただ、法改正後はセダンの追加は変更届で可能になったので、支局へ直接届出ても制度上は可能だが、それではあまりにも過去の経緯も反映されないし各委員の意見も反映されないのので、協議会の合意があれば可能とする。</p>
----	-----	-------	---

※運営協議会設置数は平成18年11月末日現在。団体数は平成19年2月末日現在。

※全国の様子は北海道運輸局を通じて調査